

呉市監査基準（案）

呉市監査基準（平成29年5月10日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）及び呉市監査委員条例（昭和39年呉市条例第6号）第7条の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の実施、報告等について監査委員のよるべき基本事項並びに議会、市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）及び法第252条の30第1項に規定する外部監査人との関係について必要な事項を定めるものとする。

（監査等の目的）

第2条 監査等は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとし、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを市長等に提出する。

（この基準における監査等の範囲及び目的）

第3条 この基準における監査等は次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを審査すること。
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを検査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを審

査すること。

- 2 議会の請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査その他の前項に掲げるものの以外の監査等については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の目的に鑑み、実施する。

(倫理規範等)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、正当な注意を払って、かつ、この基準に則ってその職務を遂行しなければならない。

- 2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持しなければならない。

- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性)

第5条 監査委員は、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して優れた識見を有し、その職務を遂行するため自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するための研さんに努めなければならない。

- 2 監査委員は、その事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）に対しても、前項に規定する研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保しなければならない。

- 2 監査委員は、補助職員に対し、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 3 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(指導的機能の発揮)

第7条 監査委員は、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。

(情報管理)

第8条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

- 3 監査委員は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）の規定に基づく実施機関として、公文書の公開に努めるものとする。

(監査計画)

第9条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定する。この場合において、監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定める。

- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合

又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正する。

(リスクの識別と対応)

第10条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施する。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、聴き取り、現地調査その他の実施すべき監査等の手続を選択し、実施する。

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手する。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手する。

(各種の監査等の連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に連携して行われるよう調整し、監査等を行う。

(他者情報の利活用及び調整)

第14条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長事務部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事等及び外部監査人と必要に応じて連携の上、情報収集を図り、効率的かつ効果的な監査等の実施に努めなければならない。

2 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定しなければならない。

(随時監査の委託)

第15条 監査委員は、法第199条第5項の規定による監査の事務の一部を、補助職員以外の者に委託することができる。

(弁明、見解等の聴取)

第16条 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定の前に、対象部局等の長等から弁明、見解等を聴取しなければならない。

2 前項の規定による弁明、見解等の聴取は、対象部局等の長等との意見交換により行うものとする。

(報告等の作成及び提出)

第17条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、市長等に提出しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講じる必要があると認める事項については勧告することができる。

- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定による報告及び意見並びに勧告の提出は、直近の議会定例会の開会前に一括して行うものとする。
- 5 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。
- 6 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見並びに勧告の提出に当たっては、市民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めなければならない。

(報告等への記載事項)

第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点（評価項目）
 - (5) 監査等の実施内容
 - (6) 監査等の結果
- 2 前項第6号の監査等の結果には、前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査等を行った限りにおいて、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨を、認められない場合にはその旨を、及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) 財務監査及び行政監査　監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 財政援助団体等監査　監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (3) 決算審査　決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (4) 例月出納検査　会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (5) 基金運用審査　市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (6) 健全化判断比率等審査　健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - 3 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなつた当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
 - 4 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつ

た場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由等を記載しなければならない。

(合議)

第19条 次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- (7) 包括外部監査人の監査結果に関する意見の決定
- (8) 住民の直接請求、議会の請求及び市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見の決定
- (9) 市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見の決定
- (10) 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議
- (11) 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告の決定

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 監査等の計画に関すること。
- (3) 重要な公文書の公開に関すること。
- (4) その他監査等に係る重要事項に関すること。

3 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を市長等に提出するとともに公表しなければならない。

(公表)

第20条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表しなければならない。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表しなければならない。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報

告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から実施する。